



ソラーレ通信 >>>

>>> 2021.11

発行 >>>

ソラーレ社会保険労務士法人 URL : <http://www.solare-sr.com>
〒140-0011 東京都品川区東大井 5-14-11 セントポールビル 7F
Tel > 03-6712-8889 Fax > 03-6712-8885 Mail > info1web3@solare-sr.com

CONTENTS >>>

1. 労務管理 > ハラスメントの現状と防止措置について
2. 労働時間 > 裁量労働制の現況について
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート
4. コ ラ ム > ソラーレスタッフより

1. 労務管理

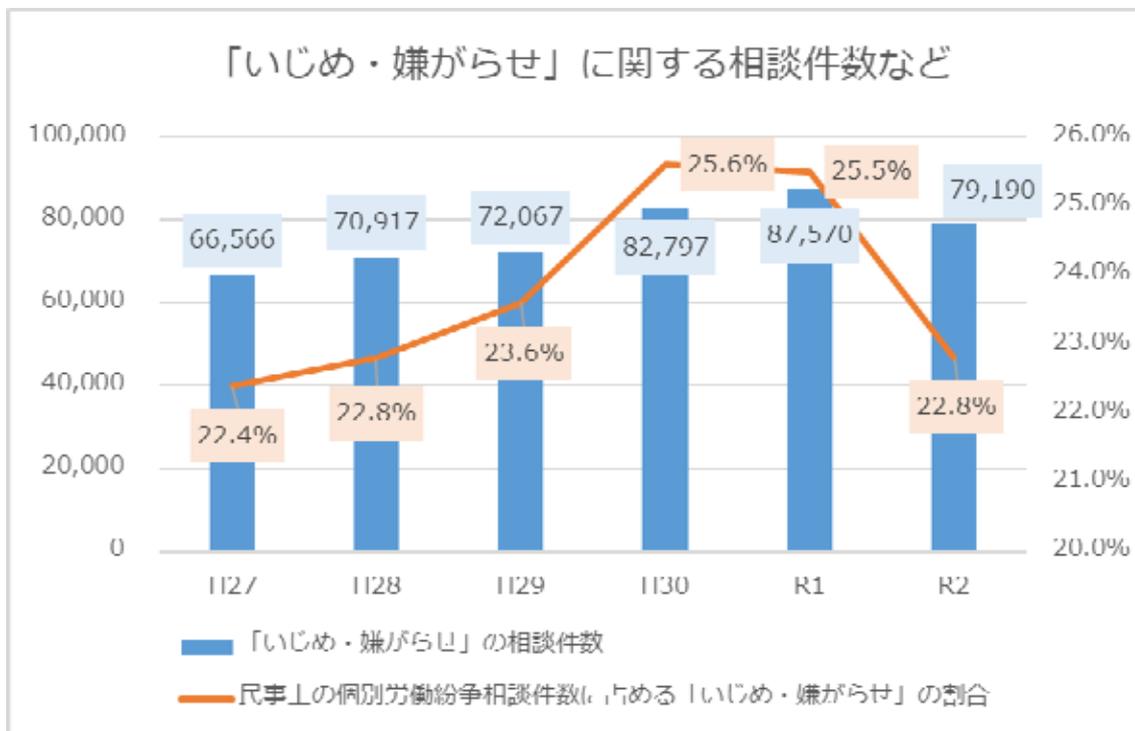
ハラスメントの現状と防止措置について

厚生労働省は、毎年12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境を作る気運を盛り上げるための、集中的な広報・啓発活動を実施しています。今回は、パワーハラスメント発生の現況と、来年4月に全面義務化されるハラスメント防止措置の実施を見据えた東京労働局の取組についてご案内いたします。

1. 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数

都道府県労働局などの総合労働相談コーナーに寄せ

られる民事上の個別労働紛争の相談内容の中で、「いじめ・嫌がらせ」は9年連続で最多となりました。



※厚生労働省「個別労働紛争解決制度実施状況」

大企業は、令和2年6月にハラスメント防止措置が法律上義務化されていることから、「いじめ・嫌がらせ」ではなく「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として別に計上されており、過去の相談件数と単純比較は

できませんが、件数は高止まりの様相を呈しています。相談全体に対する割合は、おおむね4分の1を占める状況が続いており、職場におけるハラスメントの防止対策は各企業において喫緊の課題と言えます。

2. 東京労働局の自主点検要請

来年4月から中小企業にもパワーハラスメントの防止措置が義務化されることを受けて、東京労働局では、現時点における取り組み状況を確認するための「自主点検票」を作成し、一部の中小企業に対し点検を要請しました。

「自主点検票」は、東京労働局のホームページからダウンロードすることが可能となっています。また、取り組みが未了の事項については、取り組む際に参考となる「自主点検解説動画」や資料なども合わせて公開されていますので、準備を始める企業は活用してみてくださいはいかがでしょうか。

3. おわりに

過日、国内自動車メーカーの男性が自殺した事件で、パワーハラスメントや過重労働が自殺の原因として、労災を認めた高裁判決がニュースになりました。同判決では、労災認定の基準として新設された「パワーハラスメント」の項目「社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を考慮して労災と認定しています。

何ら対策を講じない「パワーハラスメントの放置」は、企業の責任という位置づけが明確になりました。経営上の重要課題と認識して、職場のハラスメントの撲滅に取り組みましょう。

2. 労働時間

裁量労働制の現況について

テレワーク下の労働時間管理の問題で、多様な労働時間制度の導入検討を進めた企業も多いのではないのでしょうか。その労働時間制度のひとつとして、裁量労働制について、厚生労働省から実態調査結果が公表されました。本稿では、裁量労働制の制度概要と調査結果の抜粋をご紹介します。

1. 裁量労働制の概要

裁量労働制は、時間配分や仕事の進め方を労働者の裁量に委ね、自律的で創造的に働くことを可能とする制度です。本制度には以下の二つの種類があります。

専門業務型裁量労働制

法令等により定められた専門業務の中から、対象となる業務を労使で定め、労働者を実際にその業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間を労働したものとみなすことができる制度です。

企画業務型裁量労働制

事業運営上の重要な決定が行われる企業の本社などにおいて、労働者を制度の対象となる企画、立案、調査および分析などの業務に就かせた場合、労使であらかじめ定めた時間を労働したものとみなすことができる制度です。

趣旨に則って運用なされれば、労働者の能力が発揮され、またフレキシブルな働き方が実現できる労使ともに良い効果をもたらす制度です。しかしながら、趣旨に適った対象業務の範囲や、労働者の裁量と健康を確保する方策等について、課題が挙げられています。

2. 実態調査の結果

「裁量労働制の実態調査」により、現行の専門業務型および企画業務型それぞれの裁量労働制の適用・運用実態が明らかとなりました。以下に抜粋してお伝えます。

○労働時間

裁量労働制が適用されている労働者の1日の平均実労働時間数は8時間44分となり、適用されていない労働者の1日の平均実労働時間8時間25分と比較して、およそ20分長くなっています。

■労働時間の平均値の比較【事業場調査】

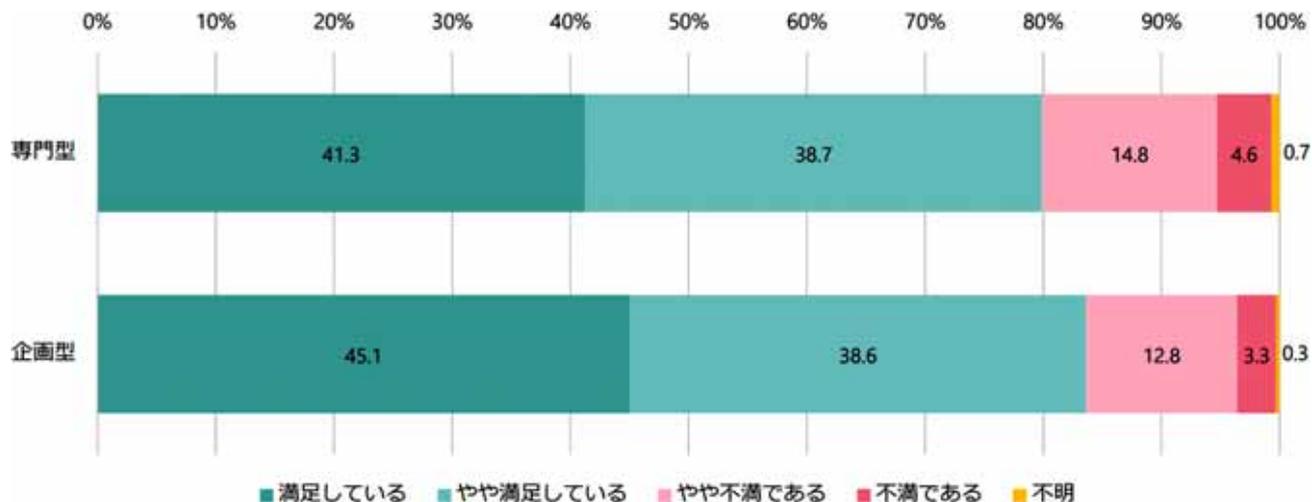
	1日の平均実労働時間数 (時間：分)	
	適用	非適用
計	8：44	8：25
専門型	8：41	8：26
企画型	9：00	8：21

※厚生労働省「裁量労働制実態調査の結果について（概要）」

○裁量労働制の適用に対する満足度

専門業務型、企画業務型共に「満足している」という回答が80%を超えており、制度が適用されている方の満足度は高くなっています。ただ、労働者の働き方に対する認識を見るに、裁量労働制非適用労働者より「労働時間が長い」という認識が強く、「みなし労働時間の設定が不適切である」という認識も一定存在しています。

■裁量労働制の適用に対する満足度【労働者調査・適用のみ】



※厚生労働省「裁量労働制実態調査の結果について（概要）」

3. おわりに

この裁量労働制実態調査に引き続き、厚生労働省は「これからの労働時間制度に関する検討会」を開催して、調査結果で把握した実態を踏まえた裁量労働制の在り方の検討と、その他の労働時間制度についての見直しを開始しました。

本検討会のみならず、国は今後も時間や場所に拘られない働き方について、在り方を見直しながら、推進していくことでしょう。法整備の状況も注視しながら、自社の現状を考慮して、労使がよりメリットを創出できる労働時間制度を模索していくことが、企業の発展のためにも重要となるでしょう。

Q & A

記事の中でちょっとと気になる豆知識をご案内。今回は、1 ページ目の「ハラスメントの現状と防止措置について」に関連する豆知識をお伝えします。



Q. 「ハラスメント防止措置」とはどのような措置になりますか。

A. 方針の明確化から防止・事後対策まで一連の対応策となります。具体的には以下の措置となります。

事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

① ・パワーハラスメントの内容
・パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

② パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

④ 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
パワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

職場におけるパワーハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。

⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。

⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること。

併せて講ずべき措置

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。

⑩ 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！

ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストrendに関する情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてにお気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
# 00605 (全 6 ページ)	中途採用を成功させる職務記述書 (ジョブディスクリプション) の作り方	<ul style="list-style-type: none"> ・中途採用を成功させる「職務記述書」 ・職務記述書作成の3つのプロセス
# 30121 (全 7 ページ)	【2021 年版】法人保険に関する損金の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・法人保険で気になる税金の取り扱い ・ポイント解説 ・定期保険の取り扱い ・医療保険・がん保険など（第三分野保険） ・養老保険の取り扱い ・終身保険の取り扱い
# 40061 (全 4 ページ)	【業務効率化】入退室記録を勤務管理に活かそう	<ul style="list-style-type: none"> ・面倒な勤怠管理、従来の方法を見直してみませんか？ ・オフィス向け入退室管理システム（スマートロック） ・クラウド型勤怠管理システム ・客観的なエビデンスとしての記録が重要
# 50503 (全 7 ページ)	において感覚に訴える 「香りマーケティング」で顧客をつかむ	<ul style="list-style-type: none"> ・本能に訴える「におい」の魔力をマーケティングに活かす ・香りマーケティングの事例 ・においの提供方法・利用目的が多様化
# 00999 (全 5 ページ)	リモートワークが進まない2つの理由	<ul style="list-style-type: none"> ・リモートワークに踏み切れない不安 ・労働時間管理に関する疑問と実務のポイント ・情報セキュリティに関する疑問と実務のポイント

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-6712-8889

FAX >>> 03-6712-8885

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。



竹中 幹夫

今年も残すところ1ヶ月余りとなりました。毎年この時期になると年末調整の準備でバタバタし始めます。

所得税は前払い制度になります。毎月の給与明細で所得税が控除されていると思いますが、少し多めに控除されています。その年の正しい所得税は、12月31日の状況で確定するのですが、その資料として、皆様が毎年記入している申告書が必要になります。なので、申告書を提出しなかったり、申告書に正しい情報が記入されていなかったりすると、その多めに控除された所得税が返してもらえなくなる可能性がありますので、申告書へ正しい情報を漏れなく記入することがとても大切になります。まだ会社に申告書を提出されていない方は再度見直してみてください！



野々山 環

早いものでもう11月ですね。

この時期になると、年賀状に使う写真どうする？とか言いながら、その年行った旅先での写真を眺めては、「あの時はこうだったね」、「この料理美味しかったね」などと夫婦でウダウダ話すがけっこう楽しみで、去年はなんとかコロナ流行前に行けたタイの思い出話ができるのですが・・・、今回は写真が少ない！そもそも旅行らしい旅行ができてない！(T_T)

残念ながら今年の夫婦ウダウダ会議は盛り上がりには欠けそうです。

振り返ってみると、写真はもとより、旅の思い出がほとんど作れなかったことが残念な年になりましたが、思い切り楽しんで行けるようになるまで、行きたいところを色々シュミレーションしてしっかり予習しておこうと思います。



佐々木 良

先日テレビを観ていたら地球の温暖化について話していました。このまま温暖化が進むと、日本では季節の移り変わりが今と変わってくるという話題でした。例えば、紅葉の季節が12月になるというようなことが起こるかもしれないそうです。9月に海水浴シーズンということがあるかもしれませんね。



関根 智樹

コロナの国内感染状況がだいぶ落ち着いてきました。コロナワクチン接種の効果でしょうか。少しずつですが、外出やイベントが自分の身の周り、他を状況を見廻しても増えているように思えます。今後の明るい兆しと捉えていきたいですね。とはいえ、第6波を懸念する声も多々ありますので、引き続きマスク対策を継続し、自己免疫を高めるため十分な睡眠、バランスの良い食事、適度な運動など身近に出来る行動を心がけて行きましょう！！



堀内 和希

ここ一カ月、我が家では韓国ブームでした。超話題作の「イカゲーム」を一気見してから「愛の不時着」にたどり着きました。愛の不時着を見た後は韓国発のフライドチキン屋さんのbbqチキンにも行き、韓国にどっぷりはまった一カ月でした。韓国ドラマは感情をストレートに出すので感情移入できるのと、女優さんがかわいいところが素敵な点です！

皆さんも是非韓国ドラマを見てはいかがでしょうか。



山岡 真太郎

気づけば、もう 11 月。この時期になると時間の重要性を実感します。というわけで今回は、『1440 分の使い方-成功者たちの時間管理 15 の秘訣』という本をご紹介します。ちなみに 1440 というのは、1 日 24 時間を分で表した数字のことです。本書によると、時間と生産性を改善するために必要なことは、ツールでも仕組みでもなく、思考の転換なのだそうです。

人生において貴重なものとして、家族や友人、健康、お金、そして時間と考える人が多いでしょう。成功した人々も同じようなものを挙げますが、他と違うのは時間をすべての中で最も重要な項目と位置づけていることです。

健康が一番ではない。なぜなら健康になることは可能ですし、たとえ具合が悪くなくても再び健康になることはできるからとのこと。

しかし、失った時間は決して取り戻せません。「時間を消費したから、後で追加しよう」というわけにはいきません。時間は買うことも借りることもできないのだから。

「時間が大切なんて当然」と思うでしょうが、時間は大切と言いながら、実際私たちはとても無頓着で、長電話したり、YouTube を見すぎたり、長時間の会議をしています。

朝起きたら、1440、1439、1438 と時間が流れていくわけですが、さて今日の皆さんの時間は、あと何分残っていますか？



石村 賢治

先日、東京オペラシティのアートギャラリーで開催されている和田誠展に家族で行ってきました。和田誠さんは、週刊文春の表紙や村上春樹の本のイラストなどで知られていますが、グラフィックデザイナーや装丁家、映画監督、エッセイスト、作曲家、アニメーション作家など様々な顔を持っている方でした。

惜しくも 2019 年に亡くなってしまいましたが、2 年が経ちようやく回顧展が開かれました。今まで和田さんの色々な作品を見てきましたが、今回の展示会で初めて見る作品もいくつかありました。その中で最も印象的だったのが、家族向けに作った作品群でした。

奥様で料理愛好家の平野レミさん。彼女の為にデザインしたセーターが数枚展示されていました。食材のイラストのものや動物のデザインのものなど。どれもレミさんが着たらピッタリだなと思いました。

また、和田さんは奥様の事を本当に愛していたんだなと感じました。



舟越 紘子

毎日の食事の支度に負担を感じているため、献立決め・買い物・調理作業などの工程について、負担をいかに減らせられるかを試行錯誤している日々です。

負担に感じる家事 1 位が「食事の支度」という調査結果もあることから、食事の支度を負担だと感じている方は多いようです。(そう感じる方が多いとわかって安心しました。)

試行錯誤の中で導入した電気圧力鍋は、非常に助かっているアイテムです。メニューによってはタイマー設定もできるため、切った食材と調味料を入れて朝に設定しておくとう帰宅時にはおかずが 1 品出来上がっています。便利なため電気圧力鍋 2 台持ちという人もいます。ようすが、サイズが大きいため置き場所に困りそうです。

食事の支度に限らず今後も便利な製品やサービスが生まれ、家事への負担が減っていくようになってほしいなと思います。



大谷 裕美

11月は小学生の子供の学芸会があります。成長を感じることができる貴重なイベントです。自分が小学生の頃の学芸会での思い出は、控えめな役を希望してセリフは一言だけ。

その他村人①みたいな役だったと思います。

セリフは「火だっ！！」と大きな声で言うのみ。

練習中は声が張ってなくて先生に何度も指導されました。学芸会近くになり親戚のおじさんからのアドバイスで「一言でも演技は声だけじゃない動作もあるから全力で頑張れ！」と励ましてくれた事により、本番はセリフと同時にドンッと片足を力強く前に出すというアドリブをやり、声も自然と張ることができました。勇気をもって頑張った思い出です。

以前、高畑 勲（監督）宮崎 駿（製作）の「おもひでぼろぼろ」を観た時に学芸会の場面があって、自分の懐かしい思い出がフラッシュバックした事を思い出しました。

子供と一緒に学芸会前にこの映画を観ようと思います♪



樋田 美奈子

11月は「過労死等防止啓発月間」です。業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を引き起こす長時間労働や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡など、過労死等を防止啓発する月間です。皆様の職場におかれましては、過労死等につながる過重労働などへのご対応はされているかと思います。

現在、私事ですが、ハラスメント防止コンサルタント認定試験に向けて勉強中でして、長時間労働が当たり前の職場やハラスメントが発生する職場はとても似ている気がします。従業員が笑顔で、生き生きと働いてる職場には、長時間労働やハラスメントはないような気がします。生き生きと働いている従業員が多い職場は、労働生産性も高まりますし、笑顔で、明るく、楽しく、前向きに業務に取り組んでいるかと思います。

私も、そのような企業が増えるよう、お手伝いが出来ればと思いつつ、ハラスメント防止コンサルタント認定試験に合格できるよう頑張りたいと思います。



大谷 雄二

小6の次男の小学校のイベント「ドリームジョブ」でお話をしました。

6年生の3つのクラスを訪問して、自分の職業の説明をします。6年生は3クラス合わせると約90人で、その親12人がスピーカーとして立候補したようです。

私は妻に薦められ、小学校のお役にも立つので良いかなと思い立候補しました。

親たちの職業は様々で、弁護士、医者、レコード会社の人、飲料会社の人、金融業、教授その他と聞いています。

私が子供たちに話をする中で「社会保険労務士って聞いたことありますか？」と質問したところ、1人も手を挙げませんでした。知名度0%！（；°Д°）

確かに小学生が将来なりたい職業が「社労士」という話は聞いたことがない。今さらながら子供の憧れの職業とは程遠いことを思い知らされました。。。

話の後半は、ハラスメント防止法の成立と大人社会でも「職場のいじめ・嫌がらせ」が問題になっていることを伝えて「いじめ・嫌がらせを無くすにはどうすればいい？」と子供たちに質問しました。すると子供たちが色々と思いを絞って意見を出してくれました。

明らかにウケ狙いだろ！と突っ込みたくなる意見も多く、でも真剣に考えてくれている意見もあり、どちらにしろ子どもたちがキラキラと目を輝かせて発表する姿は、とても微笑ましくて楽しい気持ちになりました。

小1の娘が小6になる5年後に、また社労士の知名度について聞いてみようかと思います。

知名度10%！になっていたら万々歳ですね。（^0^）／